

昭和四十四年通商産業省令第二十五号

外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項に規定する証票の様式を定める省令

外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十八条第二項の規定を実施するため、外国為替及び外国貿易管理法第六十八条第二項に規定する証票の様式を定める省令を次のように制定する。

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十八条第二項に規定する立入検査又は質問を行う職員の身分を示す証票の様式を次のように定める。

(表)

<p style="text-align: center;">立入検査員証</p> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p>官 職</p> <p>氏 名</p> <p style="text-align: center;">(年 月 日生)</p> <p>上記の者は外国為替及び外国貿易法第68条の規定による立入検査又は質問を行う職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日発行</p> <p style="text-align: right;">経済産業大臣 印</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; position: relative;"> <div style="position: absolute; top: 50%; left: 50%; transform: translate(-50%, -50%);"> <p style="text-align: center;">写</p> <div style="border: 1px solid black; width: 60%; height: 60%; margin: auto; position: relative;"> <div style="position: absolute; top: 50%; left: 50%; transform: translate(-50%, -50%);"> <p style="text-align: center;">印</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">真</p> </div> </div>
--	--

(裏)

<p style="text-align: center;">外国為替及び外国貿易法(抄)</p> <p style="text-align: center;">(立入検査)</p> <p>第68条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員をして、この法律の適用を受ける取引、行為若しくは支払等を行った者又はその関係者の営業所、事務所、工場その他の施設に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p style="text-align: center;">第9章 罰則</p> <p>第71条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>十二 第六十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。</p> <p>十三 第六十八条第一項の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をしたとき。</p>

附 則

この省令は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附 則（昭和六三年七月一八日通商産業省令第三七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年七月三十一日通商産業省令第五一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年三月四日通商産業省令第五号）

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年一〇月三十一日通商産業省令第二六四号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成二二年三月五日経済産業省令第六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三条

2 この省令の施行の際に現にあるこの省令による改正前の外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項に規定する証票の様式を定める省令様式により使用されている書類は、この省令による改正後の外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項に規定する証票の様式を定める省令様式によるものとみなす。

附 則（平成二九年七月一四日経済産業省令第五四号）

この省令は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年十月一日）から施行する。

附 則（令和五年五月二六日経済産業省令第二八号）

（施行期日）

1 この省令は、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の貿易関係貿易外取引等に関する省令別紙様式第1から別紙様式第3まで、別紙様式第4及び別紙様式第6並びに輸入貿易管理規則別表第一による申請書並びにこの省令による改正後の外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項に規定する証票の様式

式を定める省令による証票については、当分の間、この省令による改正前の貿易関係貿易外取引等に関する省令別紙様式第1から別紙様式第3まで、別紙様式第4及び別紙様式第6並びに輸入貿易管理規則別表第一による申請書並びにこの省令による改正前の外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項に規定する証票の様式を定める省令による証票を取り繕い使用することができる。
